

印南町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針

1. 趣旨

印南町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）第9条に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために、この方針を定める。

2. 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての機関（以下「各機関」という。）が行う物品等の調達において適用する。

3. 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター（旧小規模作業所を含む）
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（下記の全ての条件を満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者のうち重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4. 調達物品及び調達目標

町が障害者就労施設等から調達する物品等の内容及びその目標数値は、各年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案して決めることとする。

5. 調達推進方法

住民福祉課は、障害者就労施設等が提供可能な物品等についての情報を収集し、各機関に提供する。各機関は、その情報に基づき障害者就労施設等から直接調達する。

6. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後に概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

7. その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 本方針に関する担当窓口は、住民福祉課とする。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から運用する。